

旧斗利出小学校跡地 利活用事業者公募要領 (公募型プロポーザル)

※今回の公募には、屋内運動場の解体撤去又は耐震化の条件が付されておりますのでご注意ください。

土浦市

令和7年5月

目 次

第 1	趣旨.....	1
第 2	公募物件.....	1
1	土地の概要.....	1
2	建物の概要.....	1
3	解体撤去又は耐震化の実施を条件とする建物の概要.....	1
第 3	売却条件等.....	2
1	最低売却価格.....	2
2	売却条件.....	2
3	権利の制限等.....	3
4	禁止用途.....	3
5	地域住民との関係.....	4
6	文部科学省の財産処分承認.....	4
7	実地検査等.....	4
8	契約の解除.....	4
9	違約金.....	4
1 0	買戻特約及び特約登記.....	4
1 1	事業提案に関する条件.....	5
1 2	その他の条件.....	5
第 4	公募参加資格.....	5
第 5	公募の流れ.....	6
1	スケジュール(予定).....	6
2	公募要領、物件調書の配布.....	6
3	質問及び回答.....	6
4	公募参加申込.....	7
5	公募参加資格の確認等.....	7
6	提案書等の提出.....	8
7	プレゼンテーション及びヒアリング.....	8
8	審査・評価基準.....	9
9	特定結果の通知及び公表.....	10
第 6	優先交渉権者の決定及び契約の締結等.....	10
1	優先交渉権者の決定及び契約の締結について.....	10
2	売買契約及び物件の引き渡し等について.....	10
3	その他.....	11
第 7	問合せ先.....	11

第1 趣旨

本件は、まちづくりの観点からの貢献度等を考慮しつつ、跡地の利活用を目指し、利活用事業の主体となる事業者を広く公募型プロポーザルにより公募の上、最も優良な提案者を選定し、跡地の売却を行うものです。

第2 公募物件

1 土地の概要

所在及び地番	土浦市高岡1367番1 外6筆
面積	計 13,817.18㎡
地目	学校用地、雑種地
土地利用規制	市街化調整区域
用途地域	—

2 建物の概要

区分	建築年	構造	面積	耐震性	備考
①校舎	平成元年6月	SRC造2階建	1,990.9㎡	あり	新耐震基準
②校舎（給食棟）	平成元年10月	SRC造平家建	84.97㎡	あり	新耐震基準
③プール専用付属室	昭和55年7月	木造平家建	64.59㎡	—	—
④浄化槽機械室	昭和50年2月	RC造平家建	13㎡	—	未登記
⑤屋外便所	昭和50年2月	木造平家建	6.62㎡	—	—
⑥倉庫（3棟）	不詳				未登記

3 解体撤去又は耐震化の実施を条件とする建物の概要

区分	建築年	構造	面積	耐震性	備考
⑦屋内運動場	昭和50年2月	S造2階建	657.9㎡	なし	Is値0.35

- ◎物件の詳細は、物件調書を参照してください。（市ホームページで閲覧可能です。）
- ◎本要領と物件調書が異なるときは、物件調書が優先されます。また、物件調書と現況が異なるときは、現況が優先されます。
- ◎物件調書は、公募参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、参加者自身において、現地及び諸規制について調査及び確認を行ってください。
- ◎現地説明会は実施しませんが、希望があれば令和7年5月30日～令和7年8月29日の期間内（土日祝日を除く。）で現地確認が可能ですので、第7の問合せ先（担当課）までご連絡ください。
- ◎建物⑦の屋内運動場の解体撤去又は耐震化を実施するにあたっては、事前に市と協議し、事後に完了報告書の提出が必要です。

第3 売却条件等

1 最低売却価格

5,780,000円

(建物⑦の解体撤去費用等を考慮した土地の価格となります。建物については著しく老朽化が進んでいるため、無償譲渡とします。)

2 売却条件

(1)建物①から⑥について

ア 建物①から⑥までについては、買主はこれらの建物を提案事業として利活用するほか、買主の責任と負担で解体撤去を行うことも可能とします。

イ 解体撤去を行う場合は、関係法令を遵守の上、安全確保を徹底し、適切な方法にて行ってください。買主は、建物の解体撤去に伴い、第三者から苦情等があったときは、買主の責任と負担で解決するものとします。

ウ 建物の解体撤去完了後には、市に対し完了報告書の提出が必要です。

エ アスベストの調査は行っておりません。なお、アスベストが発見された場合の除去等については、買主の責任と負担で行うものとし、市は対応いたしません。

(2)建物⑦について

ア 建物⑦については、引渡しの日から1年以内に、買主の責任と負担で解体撤去又は耐震化した上で利活用することを条件とします。

イ 解体撤去又は耐震化のいずれを実施するかを提案書に記載するものとします。

ウ 解体撤去又は耐震化の実施にあたっては、事前に市と協議するものとします。

エ 引渡しの日から解体撤去又は耐震化完了の日まで建物の管理責任は買主にあるものとし、十分な注意をもって管理を行ってください。建物の管理又は解体撤去に必要な範囲を超えて、建物⑦を使用し、又は第三者に使用させることはできないものとします。

オ その他解体撤去する場合の注意点は、(1)のイからエと同様です。(耐震化の場合は、「解体撤去」を「耐震化」と読み替えてください)

(3)閉校記念碑について

公募物件の敷地内に、閉校の記念碑が設置されていますが、この記念碑を市及び自治会と協議の上で、敷地内のいずれかの場所に残すことを条件とします(移設する場合に必要な費用は買主の負担となります)。

(4)提案事業の実施

買主は、公募物件の引渡しの日から3年以内に提案書に記載の事業の用途に供することとし、用途に供した日から起算して5年を経過する日までの間は、その用途以外に供することはできません。

(5)現状有姿での引渡し

公募物件については、いずれも現状有姿での引き渡しとします。公募物件内に新たに建築物を建築等する際は建築基準法その他の規制法令を遵守してください。なお、越境物等がある場合でも現状有姿での引渡しとなり、市は越境関係を解消するための折衝や手続は行いませんので、相隣関係の処理については買主で行ってください。契約締結後に越境物

等が判明した場合も市は関与しません。

(6) 契約不適合責任等

買主は、契約締結後における地中埋設物、土壌汚染等が存在するなどの瑕疵、その他契約の内容に適さない事を理由とした代金の減額、損害賠償及び追完の請求並びに契約の解除をすることはできません。

(7) 買主の負担事項について

以下の項目については、買主の負担とします。

- ①契約や所有権移転登記等に要する諸費用
- ②上下水道等供給処理施設等への接続等に係る費用
- ③その他本要領上及び一般に買主が負担すべき一切の費用

3 権利の制限等

買主に公募物件に係る所有権が移転された日から5年間は、市の事前の承諾なく、公募物件等（買主により土地上に新たに建築された建物等を含む。以下同じ。）の所有権の移転や地上権、質権、貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利の設定ができないものとします。

また、公募物件は市街化調整区域内にあり、本区域内での開発及び建築行為は、都市計画法（昭和34年法律第100号）等の関係法令による規制があり、かつ今回の公募では、「11 事業提案」に関する条件に記載のとおり、提案できる事業に制限がありますので、事前に関係機関にて、提案事業及び計画について十分な協議を行ってください。事業内容が法令上及び本要領上、本プロポーザルに提案可能でないものにつきましては、プロポーザルに参加できませんのでご注意ください。

4 禁止用途

公募物件等について禁止する用途は以下のとおりです。

- (1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の営業は禁止します。
- (2)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することは禁止します。
- (3)「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供することはできません。
- (4)宗教的用途に供することはできません。
- (5)法令で禁止されている風俗施設等はもちろんのこと、ごみ置場や動物の飼育場等の近隣住民の住環境に大きな影響を及ぼす可能性がある方法で利用することはできません。

※公募物件等の所有権を第三者に移転する場合や公募物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対し上記の禁止用途の制限を書面等により義務付けるものとし、第三者が上記の禁止用途に該当する使用を行った場合は、買主が違反したものとみなします。

5 地域住民との関係

(1) 買主は、売買契約後 1 か月を目途に、自治会及び市と協議の上で、近隣住民に対して、実施する事業に係る事業計画に関し広報を行い、周知を図るものとします。

また、近隣住民から事業に関する問合せ等があった場合には、誠意をもってこれに対応し、紛争が生じた場合は、迅速かつ丁寧な対応に努めるものとします。

(2) 近隣住民の公募物件の土地や建物の利用等について、自治会の要望を踏まえ適正な配慮をするものとします。

6 文部科学省の財産処分承認

建物等の譲渡に際しては、文部科学省の財産処分承認を得る必要があります。

承認手続については、市で行いますが、承認を得るまで 3 か月程度の期間を要します。

なお、財産処分の承認申請につきましては、12 に記載の議会の議決後となりますので、そこから 3 か月程度の期間が必要となり、その後の事業開始となりますのでご了承ください。

7 実地調査等

本市が必要と認めるときは、提案書の事業計画の履行状況やその業務又は資産の状況等及び本要領に定める条件や制限に違反していないか等に関して実地調査等を行い、買主にはその協力を義務付けます。

8 契約の解除

買主が本要領又は売買契約において定める義務を履行しないときは、市は相当の期間を定めて催告のうえ又は即時に契約を解除することができます。

9 違約金

買主は、「2 売却条件」の(1)から(2)、「3 権利の制限等」、「4 禁止用途」及び「11 事業提案に関する条件」に関する義務その他契約に特に定める事項に違反があった場合、それぞれにつき売買代金の 100 分の 20 に相当する額の違約金を、「7 実地調査等」に関する義務違反があった場合、売買代金の 100 分の 10 に相当する額の違約金を支払うものとします

なお、違約金の支払いは「8 契約の解除」を妨げないものとします。

また、上記の義務違反に起因して市に違約金を超える金額の損害があった場合は、その超過分につき、損害賠償の請求を妨げないものとします。

10 買戻特約及び特約登記

「9 違約金」に記載の義務違反があった場合は、違約金の徴収に加えて、市が公募物件の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から 10 年間とします。また、買戻しの特約登記を行います。

(※第三者に所有権が移転された場合であっても、買戻特約の登記は抹消しません。)

1 1 事業提案に関する条件

- (1)建物⑦について、解体撤去又は耐震化を実施する事業であること（提案書にいずれを選択して行う事業かを明らかにすること）。
- (2)事業者が敷地を活用し、事業を運営する提案であること。
- (3)事業の継続性が高いこと。
- (4)教育の充実、健康増進、産業振興、福祉の向上、地域コミュニティの活性化等により、地域の活性化に資する事業であること。
- (5)市街化調整区域であることから、原則として都市計画法第34条第1号、第4号及び第9号に基づき実施できる事業提案であること。ただし、都市計画法第34条のその他の各号に該当する事業であっても、継続性が高く、近隣住民の住環境に与える影響が少なく、かつ、地域に根ざした事業であれば、提案することは可能。いずれの号に適合する場合であっても、事業提案前に関係機関に事業内容・計画について十分協議すること。

1 2 その他の条件

建物は、無償譲渡となることから、地方自治法第96条第1項第6号に基づき議会の議決が必要となり、議決を得られない場合は、土地・建物共に契約不可となります。

また、公募物件の地域は公共下水道がなく、農業集落排水を利用している地域ですが、原則として事業者は農業集落排水に接続することができないため、自身で浄化槽等の設備をご用意していただく必要があります。ただし、事業内容によっては接続可能な場合もありますので、事業提案前に必ず本市下水道課の維持係に事業内容についての説明及び協議を行ってください。

第4 公募参加資格

公募に参加ができる者は次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人とします。

なお、契約締結までの間に各要件を満たさなくなった場合は、資格を失い、失格とします。

- (1)地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する職員でないこと。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3)地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年の期間が経過していない者でないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責

任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人を含む。) となっている法人その他の団体でないこと。

(6) 国税、都道府県税及び市税の滞納がないこと（過年度分を含む）。

(7) 参加表明書（様式第2号）を指定した期日までに提出した者であること。

(8) 提案書（様式第9号）において提案する事業を実施する主体であること。

第5 公募の流れ

1 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年5月30日(金)	公募開始
令和7年5月30日(金) ～ 令和7年8月29日(金)	公募要領、物件調書等配布 ※土浦市ホームページからもダウンロード可能 現地確認（随時）※事前申込みにより日程調整 質問書提出受付 参加表明書提出
令和7年9月1日(月)～ 令和7年9月5日(金)	公募参加資格の確認・決定 参加資格確認結果の通知
令和7年9月8日(月)～ 令和7年9月18日(木)	提案書等提出
令和7年10月7日(火)	選定委員会開催
令和7年10月14日(火)～	選定（審査）結果の通知

2 公募要領、物件調書の配布

(1) 配布期間 令和7年5月30日(金)～令和7年8月29日(金)（土日祝日を除く。）

(2) 配布時間 午前8時30分～午後5時

(3) 配布場所 茨城県土浦市大和町9-1 ウララビル3階

土浦市総務部管財課管財係窓口

※土浦市ホームページからもダウンロードできます。

3 質問及び回答

本要領等に対する質問がある方については、質問書（様式第1号）に質問事項及び必要事項を記入の上、担当課まで電子メールによりお申込みください。

メールタイトルを【事業者名】土浦市公共施設跡地利活用事業 質問書とし、担当課へ電話で受信の確認を行ってください。

質問に対する回答は、土浦市ホームページに公表します。また、受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する予定です。

なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

4 公募参加申込

参加希望者は、必ず以下の要領により公募参加申込を行ってください。

※提出書類を参加申込期限までに提出しなかった場合は、公募に参加できません。余裕をもって、手続きを行ってください。

(1) 受付期間

令和7年5月30日(金)～令和7年8月29日(金) (土日祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

※なお、提出書類の提出にあたっては、原則として前日までに電話予約が必要です。

(2) 受付場所 (郵送不可)

土浦市総務部管財課管財係

(3) 提出書類

①参加表明書 (様式第2号)

②誓約書 (様式第3号)

③役員一覧 (様式第4号)

④印鑑証明書 (個人の場合は印鑑登録証明書)

⑤登記事項証明書 [履歴事項全部証明書] (個人の場合は代表者の身分証明書)

⑥国税、茨城県税及び市税の納税証明書等

※④・⑤・⑥は発行後3か月以内のもの

⑦定款の写し (法人のみ)

⑧事業者の概要・実績 (様式第5号) (法人のみ)

⑨直近の貸借対照表、損益計算書 (個人の場合は確定申告書等の写し)

※株式会社の場合は株主等変動計算書も添付

⑩委任状 (本社から支店や営業所等に権限を委任する場合のみ任意様式で提出)

⑪営業所一覧表 (本店以外の営業所等がある場合のみ所管の営業所にマークを付けて任意様式で提出)

◎公募参加書類の記入漏れや添付書類の漏れがあった場合は、公募に参加できない場合がありますので、書類の記載内容等を十分にご確認ください。

◎書類作成等に係る費用は、公募参加希望者の負担となります。

◎公募参加申込み後に、住所、氏名、代表者名等の変更があった場合は、第7の問合せ先 (担当課) までご連絡ください。

5 公募参加資格の確認等

公募参加申込書類の受付後に、参加資格の有無を審査し、審査結果通知書により申込者に通知いたします。なお、万が一、参加表明後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届 (様式第6号) を第7の問合せ先 (担当課) まで提出してください。

また、審査結果通知書が、令和7年9月9日 (火) までに到着しない場合も、第7の問合せ先 (担当課) までご連絡ください。

6 提案書等の提出

参加資格の審査通過者は、必ず以下の要領にて提案書等の提出を行ってください。

※参加表明書の提出があつたにもかかわらず、提案書等が期限までに提出されない場合、プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

(1) 受付期間

令和7年9月8日（月）～令和7年9月18日（木）（土日祝日を除く）

午前8時30分～午後5時

(2) 受付場所（郵送不可）

土浦市総務部管財課管財係

(3) 提出書類（提案書等）

① 提案書送付書（様式第7号）

② 希望価格書（様式第8号）

③ 提案書（様式第9号）

次の事項がわかるように記載してください。

ア 提案事業の概要

イ 提案事業のスケジュール

ウ 提案事業を実現するための組織内の推進体制

エ まちづくり、地域への貢献

※なお、提案書の記載に当たっては、第3の「1.1 事業提案に関する条件」を満たしていることが分かるように記載してください。

④ 提案書に添付する書類

補足・参考資料（任意書式）

(4) 提出部数

①：1部 ②：1部 ③：20部 ④：20部

7 プレゼンテーション及びヒアリング

参加者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。なお、プロポーザル方式による選定を厳正かつ公平に行うため、審査は公有財産の取得、管理、処分に関し審議する土浦市市有財産管理委員会の委員と同様の委員で構成される「土浦市公共施設跡地利活用事業プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」といいます。）にて実施いたします。

(1) 実施日

令和7年10月7日（火）予定

時間及び留意事項等は、管財課から参加者に対し別途通知します。

当日のプレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、提案書の受付順番とします。

(2) 実施場所

土浦市役所本庁舎3階 庁議室（土浦市大和町9番1号）

(3)内容

提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(4)制限時間

1 参加者につき 40 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分）とします。

(5)機材

①プレゼンテーションについては、原則提案書及び添付資料等により行いますが、プロジェクター等を使用して説明することも認めます。

②当日に資料の追加提出・配布はできないものとします。

③パソコン等については参加者で用意してください。なお、プロジェクター等は市が準備します。

(6)出席者

出席者は、説明、質疑応答、機器等の操作を含め 1 参加者あたり 3 名までとします。

(7)傍聴等

プレゼンテーションは非公開とします。また、他の参加者による傍聴も認めません。

8 審査・評価基準

提案書等に基づくプレゼンテーション、ヒアリングの内容について、以下の審査・評価基準により審査及び評価を行います。

また、参加表明書等に記載された事項（実績等）も審査・評価の際に資料として活用できるものとします。

審査・評価項目	審査・評価基準	配点
事業者の資質	・ 事業者の推進体制及び経験、実績	40点
事業内容	・ 地域連携・貢献・配慮 ・ 事業計画の実現性及び事業の継続性	40点
価格	・ 提案価格	20点
合 計		100点

※選定委員 1 人につき 100 点です。

選定委員の評価点の合計点数が最も高い参加者を事業の特定者として決定します。

◎評価点合計が同点となった場合の取り扱い

評価点合計が同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとします。

第 1 手順：「事業者の資質に関する事項」の得点の高い者

第 2 手順：「事業内容に関する事項」の得点の高い者

第 3 手順：「価格に関する事項」の得点の高い者

※評価点が最も高い参加者の合計点数が満点の 60%未満である場合は、事業の特定者なしとします。

※評価点が最も高い参加者についても、内容によっては事業の特定者なしとする場合があります。

※以下の①から⑥のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議の上、失格と

することがあります。

- ①提出書類に虚偽の記載がある場合
- ②選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ③提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ④選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）に欠席した場合
- ⑤選定委員会の委員長又は委員に直接、間接問わず連絡を求めた場合
- ⑥その他、選定委員会において不相当と認められた場合

9 特定結果の通知及び公表

特定の結果は、全ての参加者に文書により通知をします。また、市ホームページにて、全ての参加者の課題項目ごとの評価点及び評価点合計を公表します。

ただし、事業の特定者以外の参加者名については掲載しないこととします。

また、特定結果及びその審議内容に関し、照会・問合せには一切応じないものとします。

第6 優先交渉権者の決定及び契約の締結等

1 優先交渉権者の決定及び契約の締結について

- (1)市長は特定者と決定した者を事業における優先交渉権者とします。
- (2)優先交渉権者となった者と市で契約に向けて協議を行います。

2 売買契約及び物件の引き渡し等について

(1)仮契約の締結について

本案件については地方自治法第96条第1項第6号に基づき議会の議決が必要であるため、議決までの間、優先交渉権者とは仮契約を締結し、議会での議決後に本契約に切替を行います。議会での議決とならなかった場合には契約が成立しなかったものとして扱います。この場合、市が既に納付を受けた契約保証金があるときは、当該契約保証金を優先交渉権者に返還いたしますが、契約が成立しなかったことに起因する優先交渉権者の損害一切について市は責任を負わず、市に対し損害賠償請求をできないものとします。

(2)仮契約の締結条件について

開発行為等の許可（必要な場合）を含むその他法令上の手続き等が完了し、市との協議が合意に至った後、市が定める所定の様式により売買仮契約を締結するものとします。優先交渉権者は、提案内容の実現に必要な許認可等が得られない場合は、契約を締結する資格を喪失するものとします。なお、必要に応じて、仮契約の前に基本協定を締結する場合があります。

(3)契約保証金の支払いについて

買主は、仮契約の締結までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を市が発行する納入通知書兼領収証書により、土浦市指定金融機関又は収納代理金融機関窓口に納めてください。

(4)売買代金の支払いについて

買主は、議会での議決の日から30日以内に売買代金（契約保証金として納付した額を

除いた金額）を市が発行する納入通知書兼領収証書により、土浦市指定金融機関又は収納代理金融機関窓口に納めてください。定められた日までに納入しなかった場合は、契約を解除することができるものとします。この場合、契約保証金は市に帰属するものとします。

(5) 所有権の移転等について

- ①所有権は、売買代金の完納と同時に買主に移転し、同時に現状有姿にて引渡しを行います。
- ②引渡し後、市が所有権移転登記を行います。ただし、建物⑦の屋内運動場を解体撤去することとした場合は、校舎が屋内運動場と一体となっているため、屋内運動場の除却後に、買主の責任で屋内運動場の滅失登記を行ってください。なお、登録免許税等の諸費用は買主の負担となります。
- ③所有権移転登記の完了を証する書類は、登記完了後に買主にお渡しします。
- ④所有権移転後に生じた公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、買主の負担となります。

3 その他

- (1)本要領と契約書（契約条項）が異なるときは、契約書（契約条項）が優先されます。
- (2)契約書の文言の解釈について疑義が生じたとき、又は、契約書に定めのない事項については、市と買主が協議の上定めるものとします。
- (3)提出書類の提出費用、書類作成等に係る費用、プロポーザルの参加に関する費用は全て参加者の負担とします。
- (4)提出書類は、返却しません。
- (5)提出書類の取り扱い
 - ①提出後の提出書類の訂正、追加提出は認めません。
 - ②市は、提出書類については、公募の目的を達成するために必要な範囲でその写しを作成し、使用することができるものとします。
 - ③提出書類は、土浦市情報公開条例（平成20年土浦市条例第28号）等に基づき、個人情報や法人情報等のうち正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて公開の対象となることがあります。

第7 問合せ先（担当課）

土浦市総務部管財課管財係

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 ウララビル3階

電 話：029-826-1111（内線2225）

FAX：029-826-3404

e-mail：kanzai@city.tsuchiura.lg.jp